

## 国立大学法人一橋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

平成16年4月1日  
規則第48号

改正	平成19年1月1日	平成21年4月1日
	平成21年5月21日	平成22年4月1日
	平成22年6月30日	平成23年4月1日
	平成24年5月23日	平成24年12月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成26年8月1日	平成28年3月22日
	平成28年4月1日	平成29年1月1日
	平成29年4月1日	平成29年10月27日
	平成31年4月1日	令和2年1月1日
	令和4年4月1日	令和5年2月28日
	令和5年5月30日	

## 目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	勤務時間（第5条—第6条の2）
第3章	休日等（第7条・第8条）
第4章	勤務時間等の特例（第9条—第13条）
第5章	超過勤務及び休日勤務（第14条—第18条）
第6章	勤務心得（第19条・第20条）
第7章	休暇
第1節	総則（第21条）
第2節	年次有給休暇（第22条—第24条）
第3節	病気休暇（第25条—第27条）
第4節	特別休暇（第28条—第30条）
第8章	補則（第31条）
附則	

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この規程は、国立大学法人一橋大学職員就業規則（平成16年規則第42号。以下「職員就業規則」という。）第26条の規定により、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項（以下「勤務時間等」という。）を定めることを目的とする。

## （法令との関係）

第2条 職員の勤務時間等に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に、この規程に定められていない事項のあるときは、労基法、その他法令の定めるところによる。

## （適用範囲）

第3条 この規程は、職員就業規則第3条に規定する職員に適用する。なお、契約職員、パートタイム職員の勤務時間等については別に定める。

## （学長の責務等）

第4条 学長は、勤務時間等に関する事務の実施にあたっては、職務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 学長は、この規程による権限の一部を学内の職員に委任することができる。

## 第2章 勤務時間

## （勤務時間）

第5条 職員の所定勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分とする。

(始業及び終業の時刻並びに休憩時間)

第6条 職員の標準の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、勤務するキャンパスにより次表のとおりとする。

	国立キャンパス及び小平国際キャンパス	千代田キャンパス
始業時刻	8時30分	9時45分
終業時刻	17時15分	18時30分
休憩時間	12時00分～13時00分	13時30分～14時30分

2 前項の規定にかかわらず、業務の事情その他の事由により、次に掲げる始業及び終業の時刻並びに休憩時間の組合せを適用することができるものとする。

一 国立キャンパス及び小平国際キャンパス

	第Ⅰ勤務	第Ⅱ勤務	第Ⅲ勤務	第Ⅳ勤務
始業時刻	8時30分	8時30分	8時30分	8時30分
終業時刻	17時15分	17時15分	17時15分	17時15分
休憩時間	11時30分～12時30分	13時15分～14時15分	11時45分～12時45分	12時45分～13時45分

二 千代田キャンパス

始業時刻	11時30分
終業時刻	20時15分
休憩時間	15時35分～16時35分

3 職員が第24条第1項の規定に基づき半日単位の年次有給休暇を取得する日において勤務を要する時間は、勤務するキャンパス並びに適用される始業及び終業の時刻により次のとおりとする。

一 国立キャンパス及び小平国際キャンパス

始業時刻	終業時刻	勤務を要する時間
8時30分	17時15分	8時30分～12時00分又は13時00分～17時15分

二 千代田キャンパス

始業時刻	終業時刻	勤務を要する時間
9時45分	18時30分	9時45分～13時30分又は14時30分～18時30分
11時30分	20時15分	11時30分～15時35分又は16時35分～20時15分

4 前3項の規定にかかわらず、業務の事情その他の事由により、前3項に規定する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに職員が半日単位の年次有給休暇を取得する日において勤務を要する時間を変更することができるものとする。

(時差出勤)

第6条の2 時差出勤を希望する職員は、原則として開始希望日の7日前までに国立大学法人一橋大学職員給与規程(平成16年規則第49号。以下「職員給与規程」という。)に定める管理又は監督の地位にある職員(以下「管理監督者」という。)に申請するものとする。

2 管理監督者は、前項の申請内容を確認し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、業務の運営に支障がないと認めるときは、前条第1項から第4項までに規定する始業及び終業の時刻の前後2時間の範囲において、始業及び終業の時刻を30分単位で変更することを許可することができるものとする。

一 職員からの申出により、業務の効率化が図られると認められる場合

二 負傷、疾病、妊娠又は身体上若しくは精神上の障害により、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が健康保持に影響があると認められる場合

三 小学校の3年課程までに就学する子を養育する職員

四 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく学童保育施設に託児している小学生の子を迎えに行く職員

五 介護が必要な親族を介護する職員

3 管理監督者は、時差出勤を行う職員に対して、原則として午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）の超過勤務を命じてはならない。ただし、真にやむを得ない場合に限り超過勤務を命じることができる。

### 第3章 休日等

（休日）

第7条 職員の休日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に規定する休日を除く。）

四 その他学長が指定した日

（休日の振替）

第8条 前条の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）を休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の振替を行う単位は1日とする。

### 第4章 勤務時間等の特例

（教員等の勤務時間の割振り）

第9条 次に掲げる職員のうち、教育・研究及び指導等のため、第6条第1項から第3項まで及び第7条各号の規定によることが困難なものについては、4週間単位の変形労働時間制を適用することができる。

一 教育職員（第11条に定める裁量労働制適用者を除く。）

二 学生対応の窓口業務等に従事する者

2 前項の規定により勤務時間の割振り及び休日を定める場合には、平成16年4月4日を起算日として4週間ごとの期間を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように勤務時間を割り振り、及び4週間ごとの期間につき8日の休日を設けなければならない。

3 各日の始業・終業の時刻及び休憩時間は職員ごとに勤務時間割振表で定め4週間毎の起算日の7日前までに通知する。

（4週間単位の変形労働時間制による休日の割振り）

第9条の2 次の各号に掲げる業務に従事させるため、第7条の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合で、第8条の規定による休日の振替を行うことが困難なときは、当該勤務を命ずる日の属する週の日曜日を起算日とする4週間単位の変形労働時間制を適用し、休日を別に割り振ることができる。ただし、業務の都合により必要やむを得ない場合は、割り振った休日を、あらかじめ他の日に変更することがある。

一 入学試験の業務

二 本学又は部局等が主催する行事等の業務

三 前各号に掲げるもののほか休日の勤務が必要と認められる業務

2 前項の規定により休日の割振りを行う場合の休日の日数は、4週間ごとにつき変形労働時間制を適用しない場合の休日の日数と同数とする。

3 第1項の規定により休日の割振りを行う場合の勤務時間は、4週間を平均して1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。

4 第1項の規定により休日の割振りを行う場合は、原則として当該4週間ごとの起算日の6日前までに別に定める様式により通知する。

（附属図書館勤務者の勤務時間の割り振り）

第10条 本学附属図書館に勤務する職員のうち、業務遂行のため必要なものについては、第7条各号の規定にかかわらず、休日に勤務時間を割り振ることがあるものとする。

2 前項の規定により勤務時間を割り振ることのできる休日は、次に掲げる休日を除くものとする。

- 一 一橋大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第3条に定める春季、夏季、及び冬季休業期間中の休日
  - 二 その他、図書館長が必要と認めた場合の休日
- 3 前項の規定により、勤務時間を割り振り、休日を定める場合には、第5条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振り、及び平成16年4月4日を起算日とする4週間ごとの期間につき8日の休日を設けなければならない。

（裁量労働制による勤務）

第11条 学長は教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る）及び人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する教育職員に対し、労使協定を締結し専門業務型裁量労働制を適用することがあるものとする。

- 2 始業・終業時刻及び休憩時間は、一般職員に適用される所定始業・終業時刻及び所定休憩時間を基本とするが、業務の遂行手段及び時間配分については職員の裁量に委ねるものとし、前項の職員が所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働したものとみなす。
- 3 第7条各号に定める休日又は深夜に勤務する場合にはあらかじめ所属長の許可を受けなければならない。この許可を行った所属長は、事由及び時間を学長へ報告するものとする。
- 4 前項により、許可を受けて休日又は深夜に勤務した場合には職員給与規程、国立大学法人一橋大学年俸制教育職員給与規則（平成26年規則第39号。以下「年俸制教育職員給与規則」という。）、国立大学法人一橋大学特定年俸制教育職員給与規則（平成26年規則第103号。以下「特定年俸制教育職員給与規則」という。）及び国立大学法人一橋大学全学年俸制教育職員給与規則（平成28年規則第8号。以下「全学年俸制教育職員給与規則」という。）に定めるところにより割増賃金を支払うものとする。

（兼業の場合でその都度学長の承認を得たとき）

第12条 職員は、国立大学法人一橋大学職員兼業規程（平成16年規則第61号）の規定により学長の兼業の許可を受けたときは、その許可を受けた範囲内において、その割り振られた所定の勤務時間の一部を割くものとする。ただし、当該兼業が本学事業に寄与するところが大きい場合には、週当たり1日を限度に所定勤務時間内に勤務場所を離れることを許可することができる。

（出張等の勤務時間）

第13条 職員が出張等により、本学外で勤務する場合は、所定勤務時間について勤務したものとみなす。

## 第5章 超過勤務及び休日勤務

（超過勤務及び休日の勤務）

第14条 業務上必要がある場合には、労基法第36条第1項の規定による労使協定に基づき、職員に対し、所定勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を命ずることができる。

- 2 前項の規定により勤務を命じた時間が所定勤務時間を通じて7時間45分を超えるとときは、1時間の休憩時間（所定の勤務時間中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置くものとする。

（災害時等の勤務）

第15条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、職員に対し、所定勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を命ずることができる。

（妊産婦である女性職員の超過勤務等の制限）

第16条 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、前条の規定にかかわらず、所定勤務時間を超える勤務、休日の勤務及び深夜の勤務を命じないものとする。

第17条及び第18条 削除

## 第6章 勤務心得

（遅刻、早退）

第19条 職員が、始業時刻後出勤しようとするとき、又は、終業時刻前に早退しようとするときは、あらかじめその理由を付して、欠勤等届を上司へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届出のできなかったときは、事後速やかにその理由を附して届け出なければならない。

（欠勤）

第20条 職員が、やむを得ない事由により欠勤するときは、あらかじめその事由及び予定日数を記入

した欠勤等届を上司へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届出のできなかったときは、事後速やかにその理由を附して届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったときは無断欠勤として取り扱うものとする。

## 第7章 休暇

### 第1節 総則

(休暇の種類)

第21条 職員の休暇の種類は、次のとおりとする。

- 一 年次有給休暇
  - 二 病気休暇
  - 三 特別休暇
- 2 休暇期間中の給与の取扱いに関しては職員給与規程、年俸制教育職員給与規則、特定年俸制教育職員給与規則及び全学年俸制教育職員給与規則の定めるところによる。

### 第2節 年次有給休暇

(年次有給休暇の日数)

第22条 年次有給休暇は、1月1日から12月31日までの一暦年（以下「一の年」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員  
20日（育児短時間勤務職員にあっては、20日に育児短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数）
  - 二 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となる職員  
その者の当該年における採用月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数
  - 三 計画的人事交流により本学に転籍した者（元事業所から退職手当を受給した者を除く。）  
40日を超えない範囲内で学長が定める日数
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該年の翌年に限り繰り越すことができる。

(年次有給休暇の時季)

第23条 職員は、前条の年次有給休暇を請求しようとする場合は、休暇簿（年次有給休暇用）の提出により時季を指定して行う。

- 2 年次有給休暇の請求があった場合においては請求の時季を尊重する。ただし、職員の請求した時季に年次有給休暇を与えることが、事業の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。
- 3 前条第1項各号の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、付与された日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第1項及び第2項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(年次有給休暇の単位)

第24条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、時間単位の年次有給休暇は、付与された年次有給休暇のうち1年につき5日分以内とする。

- 2 前項の時間単位の年次有給休暇を取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

### 第3節 病気休暇

(病気休暇)

第25条 病気休暇は、負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱、生理により就業が著しく困難な症状等を含む。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日（以下「除外日」という。）を除いて連続して90日

を超えることはできない。

- 一 生理日の就業が著しく困難な場合
  - 二 業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
  - 三 国立大学法人一橋大学職員安全衛生管理規程（平成16年規則第59号）第18条の規定により、同規程別表に規定する生活規正の面において指導区分Bの決定又は同指導区分Bへの変更を受け、同規程第19条の事後措置を受けた場合
- 3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上の間の特定期間病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定期間病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が除外日を除いて連続して使用した特定期間病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に次の各号に掲げる時間（以下「除外時間」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、除外時間を除いた勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定期間病気休暇を使用したときは、当該再度の特定期間病気休暇の期間と直前の特定期間病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 一 生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間
  - 二 国立大学法人一橋大学職員就業規則（平成16年規則第42号）第35条第2項各号に規定する職務に専念する義務の免除により勤務しない時間
  - 三 第28条別表第2整理番号7、8、9、12、15又は16の事由により勤務しない時間
  - 四 国立大学法人一橋大学育児休業等規程（平成28年規則第158号）第21条に規定する育児短時間勤務及び同規程第29条に規定する育児時間により勤務しない時間
  - 五 国立大学法人一橋大学介護休業等規程（平成28年規則第159号）第19条に規定する介護部分休業により勤務しない時間
- 4 使用した特定期間病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定期間病気休暇の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定期間病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるもの（病状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まない。）に限る。以下「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定期間病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定期間病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 使用した特定期間病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定期間病気休暇の期間における特定期間病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病（病状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まない。）のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定期間病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定期間病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 病気療養中の休日、年次有給休暇又は特別休暇を使用した日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含む。ただし、1日の勤務時間の一部に除外時間がある日であって、1日の勤務時間のうち、除外時間以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定期間病気休暇を使用した日とみなす。

（病気休暇の手続）

- 第26条 職員は、前条の病気休暇の承認を受けようとする場合は、あらかじめ休暇簿（特別休暇・病気休暇用）により学長に承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 2 職員は、次の各号の一の事由に該当して病気休暇を請求する場合は、当該各号に規定する証明書等の書類を添付し、学長に対し承認の請求をしなければならない。
- 一 8日以上勤務日を含む病気休暇を請求する場合 療養を要する期間が明記された医師の診断

書等の勤務しない事由を明らかにする証明書類

二 前号に掲げる以外の場合 医師の受診が確認できる書類（学長が必要と認める場合は、医師の診断書）

- 3 前項第1号の診断書等に記載された療養を要する期間を経過してもなお勤務できない場合には、再度診断書等を提出しなければならない。
- 4 医師の診断書等に基づき療養期間を定めて病気休暇を承認されていた職員が、その療養期間中又は療養後に新たに出勤するときは、その日から就業可能である旨を記載した医師の診断書等を事前に提出しなければならない。
- 5 国立大学法人一橋大学職員休職規程（平成16年規則第67号）第2条第1号により休職となった職員については、復職後1年以内に同一傷病による病気休暇の使用はできないものとする。

（病気休暇の単位）

第27条 病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

#### 第4節 特別休暇

（特別休暇）

第28条 特別休暇は、別表第2中欄に掲げる事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、同別表右欄に掲げる期間とする。

（特別休暇の手続）

第29条 職員は、前条の特別休暇の承認を受けようとする場合は、別表第2の整理番号24に該当する場合を除き、あらかじめ休暇簿（特別休暇・病気休暇用）により学長に承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

- 2 前項の場合において、学長は、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

（特別休暇の単位）

第30条 特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

#### 第8章 補則

（適用除外）

第31条 第2章から第5章（深夜業及び産前産後に関する規定を除く。）までの規定は、管理又は監督の地位にある職員については適用しない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 職員就業規則附則第2条により職員となった者のうち、旧国立学校設置法に基づく一橋大学職員として有する年次休暇の権利は、本学職員として承継する。
- 3 職員就業規則附則第2条により職員となった者のうち、旧国立学校設置法に基づく一橋大学職員として承認済みの休暇がある場合には、残余の期間をもって国立大学法人一橋大学長が当該事由に基づく休暇を承認したものとみなす。

#### 附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月30日から施行する。

別表第1（第22条第1項第2号関係）

採用月	付与日数
1月	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

別表第2（第28条関係）

整理番号	事由	期間
------	----	----



1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（実子及び養子（これに準ずる者として関係法令で定めるものを含む。）をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって学長が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過するまでの期間内における連続する5日（5暦日）の範囲内の期間
6	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
7	妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年

		<p>まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の所定勤務時間の範囲内で必要と認められる期間</p>
8	<p>妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>所定勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる期間</p>
9	<p>妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>所定勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要とされる期間</p>
10	<p>6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
11	<p>女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
12	<p>生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（これに準ずる者として関係法令で定めるものを含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>

13	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合（職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のために勤務しない場合）	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間（分割可）
14	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間（分割可）
15	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
16	国立大学法人一橋大学介護休業等規程（平成28年規則第159号。以下「介護休業規程」という。）第3条第5号に規定する要介護状態にある対象家族（介護休業規程第3条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）の介護その他の世話（対象家族の介護、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話をいう。）を行う職員（本学と職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休暇に関する協定により介護休暇の対象者から除外することとされた者を除く。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
17	職員の次に掲げる親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ次に掲げる連続する日数（暦日によるものとする。）（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日
	父母	
	子	5日
	祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
	孫	1日
	兄弟姉妹	3日

	おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
	子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
	おじ又はおばの配偶者	1日
18	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
19	職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
20	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
21	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
22	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
23	総合的な健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内で必要と認められる期間
24	本学の業務上の都合による場合	学長が定める期間